

旭 川 市 放課後児童クラブ運営負担金

預貯金口座振替依頼書
自動払込利用申込書㊤㊦

ゆうちょ銀行は新規のみ

依 頼 内 容		新 規	停 (廃) 止	変 更	依頼日	令和	年	月	日		
納 付 義 務 者	住 所	〒			電 話 番 号						
	フリガナ						生 年 月 日				
	氏 名						昭和・平成 年 月 日				

フリガナ												お 届 け 印			
口座名義人															
(利 用 口 座)	以外の金融機関 ゆうちょ銀行	銀 行 農 協 信用金庫 信用組合										本店 (所) 支店 (所)			
		預貯金 種別	1. 普通 (総合) 2. 当座		口座番号 (右づめで)										
	ゆうちょ銀行	コード		通帳記号 (6 桁目がある場合 ※欄にご記入くだ さい)				通帳番号 (右づめで)							
		契 約 種 別 30						※							
		払込先口座番号		02860-8-20951				払込先加入者名			旭川市会計管理者				

旭川市から私名義の納付書が貴店（組合）に送付されたときは、上記の指定預貯金口座から口座振替により納付することにしたので、下記約定を承認のうえ依頼します。

約 定

- 1 預貯金の支払手続きについては、預貯金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳及び預貯金支払い戻請求書の提出又は当座・小切手の振出などいたしませんから貴店所定の方法で処理してください。
- 2 指定口座の預貯金残高が振替（振込）日において納付書金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を返却されても異議ありません。
- 3 この口座振替依頼に関し、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 4 この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き貴店には迷惑をかけません。
- 5 口座振替依頼書に関し、新規、停（廃）止、変更の手続きについては、取扱金融機関で本書により行います。
- 6 還付金が生じた場合は、上記金融機関への振り込みを依頼いたします。
- 7 振替（振込）の確認は、預貯金通帳等で行いますので、領収書（払込済通知書）については、発行されなくても差し支えありません。
※この約定はゆうちょ銀行を除きます。（ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。）

種	別
放課後児童クラブ運営負担金振替	
開	始
令和	年度
月分から	

<市受付印>

<金融機関使用欄>
(ゆうちょ銀行を除く)

※口座振替依頼書を提出した月の翌月以降、納期の到来するものから振替（払込）します。
※振替納付期日（払込日）は、毎月末日（12月 は 25 日）です。
※振替納付期日が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日の振替となります。

<お願い> この依頼書（申込書）に不備がありましたら、該当項目に○をつけて返送してください。
返送先 旭川市 7 条通 9 丁目旭川市総合庁舎 こども・女性・若者未来部こども総務課

1. 口座番号相違	2. 届出印相違	3. 氏名相違	4. 該当口座なし	5. その他 ()
-----------	----------	---------	-----------	------------